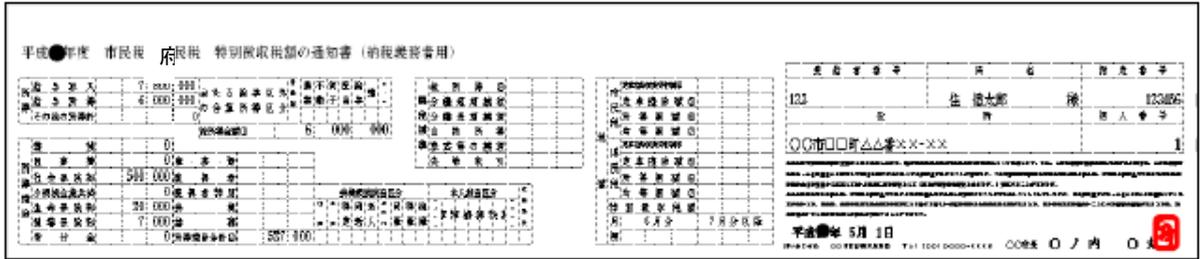


就学支援金・奨学のための給付金に添付する課税証明書等について

◎特別徴収税額決定通知書(サラリーマン世帯の方)  
【例】



毎年5月下旬～6月頃に、お勤めの会社から配布されます。  
 今回提出していただくのは、H30年の5月～6月に配布された平成30年度のもので、  
**A3サイズの紙に横長にコピーをとっていただきご提出ください。**  
 原本を提出されましても、返却はできませんのでご了承ください。  
 お手元に特別徴収税額決定通知書がない場合は、課税証明書を提出してください。

◎納税通知書(自営業等の方)

納税通知書はお住まいの市町村によって形式と枚数が異なります。  
**A3サイズの紙に全てのページを原寸大でコピーをとっていただきご提出ください。**  
**A3サイズ1枚に収まらない場合は複数枚になっても構いません。**  
 原本を提出されましても、返却はできませんのでご了承ください。  
 お手元に納税通知書がない場合は、課税証明書を提出してください。

◎課税証明書・生活保護証明書

【例】



お住まいの区役所、又は市税事務所で申請してください。地域によって発行手数料、受付窓口開庁時間など異なりますので、ホームページ等でご確認ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも発行できます。  
**平成30年度分(平成29年中の所得)で、すべての項目が記載された証明書が必要です。\*\*\*で表示されている箇所があるものは不可です。**

生活保護証明書を提出される方は、平成30年7月1日現在で生業扶助を受給しているということが条件となっております。証明書の取得は必ず7月1日以降でお願いします。

☆就学支援金と奨学のための給付金の両方を申請される方でも、税証明書は就学支援金にのみ添付してください。